

コンサルティング契約書

株式会社SouZ（以下、「甲」という。）と

_____（以下、「乙」という。）は、コンサルティングに関する契約を次の通り締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、乙の事業支援を目的として、経営・業務に関するサポートを行うものとする。

第2条（業務内容）

1. 甲の行う業務内容は、以下の通りとする。

- ① 接客
- ② 店内簡易清掃
- ③ 商品前出し・顔出し
- ④ 業務時間内マスト業務（各店舗また時間帯により異なる）
- ⑤ 上記に付随する業務

2. 本業務の詳細については、その都度甲乙間で別途協議のうえ決定するものとする。

第3条（対価）

1. 乙は甲に対し、本業務の対価として、指定の金額を支払うものとする。（別紙参照）
2. 対価の支払いは、翌月8日までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。その際の振込手数料は乙が負担するものとする。

第4条（交通費）

前条の対価には、業務に関して必要な交通費（上限往復 1,500円）を含むものとする。

第5条（施設の使用）

甲は、本業務遂行のために乙の事務所等の施設を利用する必要がある場合、当該施設を無償で使用することができるものとする。

第6条（有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに乙から契約更新の申し出があった場合、又は、満期までに解約の手続きが行われなかった場合、契約は更新されるものとする。

第7条（契約の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして本契約に基づく権利及び義務の一部、又は、全てを第三者に譲渡できないものとする。

第8条（本契約の解約）

甲又は、乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、他方は通知・催促を行い直ちに本契約を解約できる。

- ① 乙が甲に対して、金銭の未払い又は滞納が起きたとき。
- ② 甲が乙に対して、甚大な被害を与えたとき。
- ③ 事実上経営・業務のサポートができていないと乙が判断したとき。

第9条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反して他方に損害を与えた場合、本契約の解約の有無にかかわらず当該損害について賠償する責任を負うものとする。

乙が顧客又は第三者から甲のコンサルタントに対しての苦情の申し出を受けたときは、甲乙が連携し誠意を持って適切かつ迅速な処理を図るものとする。

但し、本業務中において起きた損害においては、コンサルタントが故意に行ったものでない場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

コンサルタントの遅刻・欠勤もこれと同様のものとする。

第10条（免責）

甲は乙に対して、本業務に関して何らかの結果を保証するものではなく、また、甲に故意又は、重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとする。

第11条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、立川地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため、本書二通を作成し甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲：所在地 東京都国分寺市東恋ヶ窪 3-20-9 グランプラド 15F
商号 株式会社SouZ
代表取締役 小木谷 優

印

乙：所在地 _____
商号 _____
代表者 _____

印